

知事と区市町村長との意見交換（日の出町）

令和元年9月25日（水）

11時30分～11時50分

○**行政部長** それでは、意見交換を始めさせていただきます。冒頭、知事から一言お願い申し上げます。

○**知事** おはようございます。本日ご多用の中、都庁までご足労いただきまして誠にありがとうございます。都では、今ちょうどラグビーのワールドカップ、来年の東京大会など、イベントは目白押しになっているわけですが、それを跳躍台にして、その後も持続可能な東京であり続けるために、それぞれのご担当の町長さん、市長さん、区長さんに、お話しを伺っているところでございます。これからの将来ビジョンなども含めてお話しいただければと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

○**行政部長** では、橋本町長よろしく願いいたします。

○**日の出町長** 日の出町の町長を務めさせていただいております。橋本聖二と申します。今日は、意見の交換の機会を作っていただきましたことにつきまして、まず御礼を申し上げる次第でございます。そして、知事さんにつきましては、都政の発展のために日夜ご尽力いただいておりますことにつきまして、まず感謝を申し上げる次第でございます。それでは、早速でございますけれども、提出をさせていただきました、当面、町が抱えております課題につきまして、二つございますけれども、順を追って説明をさせていただきます。

まず、土砂災害に対する対応ということですが、これにつきまして、最初に朗読をさせていただきますながら説明の方をさせていただきます。まず、日の出町では、がけ崩れや土石流などの土砂災害から町民の生命を守るために、東京都が土砂災害防止法により指定する土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーン、及び土砂災害特別警戒区域、レッドゾーン、土地災害警戒区域等を、地域説明会などによりまして、町民の理解を得て、都内でいち早く規定をしたわけでございます。これは、23年度から26年度にかけて作業を進めてきたわけでございます。

その後、速やかに日の出町土砂災害等のハザードマップを作成をし、町民へ全戸配布をし、周知及び注意喚起を実施しているところでございます。土砂災害警戒区域等の指定によりまして、土砂災害が発生をする恐れがある区域が明らかになり、日の出町内の警戒避難体制の整備が促進されるとともに、土砂災害特別警戒区域内では、一定の行為制限が行われているところでございます。

また、レッドゾーンの居宅につきましては、全戸に防災行政無線個別受信機を配置するなどの土砂災害警戒区域等への対応を行っているが、当該区域、あるいは周辺では、残土の埋め立てが行われている状況下でございます。東京都には、残土処分を目的とした埋め立てを規制する条例がないということだそうでございます。現行の、東京における自然の

保護と回復に関する条例等の都条例につきまして、罰則強化や土壌調査の義務化、あるいは、許可の取消条項の追加などの充実をまず図っていただきたいということでございます。

また、都民が安全で安心した生活ができるよう、土砂の処分に関わる諸問題に対処するため、都におきまして、有効な、これは勝手な名前を付けた次第でございますけれども、東京における土砂の埋め立て等に関する条例を、ぜひとも制定をお願いを申し上げたいという次第でございます。

次に、一般廃棄物広域処分場の受け入れでございます。これも、提出をさせていただいたこの順を追って、棒読みになりますけれども、説明の方をさせていただきます。日の出町では、町議会及び地元自治会をはじめ、町民の方々の深いご理解の下、昭和59年4月の、これは第1施設として、谷戸沢処分場を開場したわけでございますが、引き続き三多摩都民、現在は400万人の方が生活をしているということでございます。そこから排出されるごみを受け入れているところでございます。

以降、三多摩は一つなりという、人道的な支援という大義に立ちまして、平成10年に供用を開始した第2施設、これは二ツ塚処分場でございます。また、平成18年稼働の第3施設、エコセメント化施設でございます。これは、ごみの減容化、あるいは資源の再利用ということで施設を設置しておりますが、日の出町民は、このことによって、未来永劫にわたって、精神的な負担・不安を背負いながら生活をしていくと同時に、行政といたしましても、町民の生命、健康を守る立場から、また町民の安全・安心を守る使命を果たすために、恒常的に、これは、地元の対策委員会、さらには、循環組合の職員の三者一体となって安全管理に努めている状況下でございます。

現在、日の出町は、「環境先進都市ふるさと日の出」を基調に、環境に配慮した町づくりを進めるべく、スポーツと文化の森構想の実現に向け、平成19年にまとめました谷戸沢処分場跡地、及び周辺土地利用基本構想に基づきまして、周辺環境の整備等の推進をしているところでございます。28年度から、日の出町総合文化体育センター建設に向けた計画に着手したことから、東京都におかれましても、処分場受け入れに関する協定の内容でございますが、こういった一つの調書、経過等を再確認いただき、そして、さらなるご支援とご協力を要請する次第でございます。

なお、今後の課題でございますけれども、スポーツと文化の森、これは昭和54年に策定をした町の基本構想でございますが、現在は、中学校の整備が終わりまして、そこに校舎が建設をして建っているという状況下でございます。これも、事業に協力する一つの前提に立って、去る昭和56年12月28日に循環組合と町が協定を締結したわけですが、この趣旨に基づきまして、現在、谷戸沢処分場が平成10年に埋め立てが終了したのを一つの契機に、その跡地利用といたしまして、まずサッカー場、これは天然芝でございますが、第68回国体が開催された時に、東京都さんのご指導の下にサッカー場を建設をさせていただいたわけでございます。このグラウンドを始め、多目的グラウンドとして、広く都民の皆さん方の現在は利用に供しているところでございます。従いまして、今後は、谷戸沢処分場が、埋め立てから本年をもって35年の節目を迎えた、これを一つの契機に、日の出町といたし

ましては、次の申し上げる趣旨に則り、総合文化体育センターを建設する予定で、現在進めているところでございます。

まず、町民の皆様方が、精神的、肉体的、社会的に受けた体の健康等を癒す施設として、さらには、ごみ処分場によってごみの町という負のイメージを払拭をし、環境に配慮した町づくりとして、先ほど申し上げた「環境先進都市ふるさと日の出」を基調に、町づくりを進めるために、その拠点となる都民の皆さん方の利用できる総合文化体育センターを建設する計画であります。なお、本計画につきましては、基本の諸過程を踏まえ進めているところでございます。是非とも、次に申し上げますけれども、ご理解のほどお願いを申し上げる次第でございます。

まず、昭和56年7月25日に受けた文書でございます。これは、秋川流域地区、秋川流域は、今はあきる野と日の出、檜原と、この三つの構成の一つの流域の自治体でございますけれども、当時は五日市町があったんですね。ですから、当時の文書の収受は、当時の会長さんでありました、五日市の栗原町長さんがこれを受けているところでございますが、まず、秋川流域地区における廃棄物広域処分場設置について、総務局長さんより文書を受けたような次第でございます。その内容は、処分場設置にあたっては、スポーツと文化の森事業、昭和54年、これは基本構想でございますが、協力する旨の基本骨子、その文書の内容を受けて、これからその趣旨に則って進めさせていただくということでございます。平成8年の8月、さらには、平成11年3月、これは、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場構想計画を、これは東京都三多摩地域処分組合が策定をされてきたわけでございます。

さらには、平成18年8月23日には、ただ今申し上げたいろいろな趣旨に基づきまして、知事さんに要望書を提出してきたところでございます。

さらには、28年1月18日には、この事業の促進を図るために、当時の行政部長さんであります方を中心となり、東京都、循環組合、日の出町、三者で協議する場をつくっていただいて、その時に受けたのは、基本計画をまず作りなさいという一つの趣旨でございました。それに則って今現在作業を進めさせていただいているところでございます。

何分にも一つよろしくご理解・ご支援のほど、お願いを申し上げたいと思います。以上でございます。

○知事 ずっと歴史的な経緯などなどもご紹介をいただきました。まず、土砂災害に対する対応という話で、都といたしまして、自然の保護はもちろん、それをどうやって回復をするかというその観点から、条例に基づいて開発許可制度を運用しているところでございます。ご承知のとおりでございます。

また、条例の違反者については、現場での指導、そして、違反行為の中止命令などで、事業を適正に実施するような指導をいたしております。今お話がございました土砂などの埋め立て事業でございますけれども、引き続きまして、自然保護条例を適切に運用していただくと同時に、今後、速やかに自然環境保全審議会に諮問して、盛り土の安定などの基準の見直しであるとか、監視や指導の強化など、見直しの方向性を検討して自然の保護と回復だけでなく、災害の未然防止にも一層配慮した制度へ見直していく考えでございます。

す。それから、処分場の施設等のお話がありましたので、副知事の方から。

○副知事 日の出町さんには、昭和 50 年代の半ばから長きにわたりまして処分場施設を受け入れていただいておりますことに、改めてまた感謝を申し上げる次第でございます。

また、この間、様々な意見がある中で、日の出町さんには、今橋本町長のお話にもございましたけど、多摩全体を視野に入れるというそういう見地から柔軟に対応していただいておりますこと、本当にこれも御礼申し上げますところでございます。

さらに、総合文化体育センター事業を、町の行政の中で、極めて重要なものとして位置付けていらっしゃるということも認識しているところでございます。

一方で、処分場の運営には、極めて多くの関係者が関わっておられるということや、廃棄物処理の状況も、この間かなり大きく変化しているというようなこともございますので、まず、引き続き関係者の皆様と十分に協議をしていただきたいというふうに思うところでございます。よろしく願いいたします。

○行政部長 町長よろしいでしょうか。せっかく地図がありますから、大丈夫ですか。あと 1、2 分になりますが。

○日の出町長 説明の方も後出しになって恐縮でございます。全体区域は面積が 28.07 km でございます。人口が今 16,705 人、多少前後はございますが、その町民の方が住んでいます。

さらには、交通機関が鉄道がないものですから、圏央道が平成 14 年 3 月 29 日に供用開通になりました。ここを一つの核にしなが、まちづくりを進めているところでございます。地勢としてはもうほとんどが山でございます。7 割が山でございます。本当の平場というのは今現在あるイオンと亜細亜大学のグラウンドと、希少な農地、もう一つが工業用地域ですね。そこだけが残された土地で、町でも、まず付加価値の高いまち利用を進めていこうということで、せっかく交通機関がそこにできたわけですから、ここを一つの拠点に、その平場の面積に対して、都市利用を現在進めている状況です。おかげさまでイオンの方も今、全国に 160 社ほどあると思うのですが、その中でも、上位の売り上げを伸ばしているという状況下で、町民の方々が期待をしています。

あとは亜細亜大が約 10 万㎡グラウンドとして利用している状況で、残ったのは農地です。これは農業者がいますから、この方々のために将来的に農地としてこれからも活用していきたいと考えています。

一応、平場に関しては、手前どもの期待していることとしては、消費者に申し訳ないのですが、限られた土地で、二つの付加価値の高い土地利用を進めていくと。ここが町の 26 億の町民税のウェイトを占めている、土地利用としては活用している状況下でございます。さらに谷戸沢処分場でございます。その中に二つが入ってくる。二つの土地利用で約 109 ヘクタール利用している状況です。土地利用につきましては、現在は、日の出町も「環境先進都市ふるさと日の出」と銘打って進めております。そうしたことの趣旨を踏まえて、循環組合とも 2,000 キロワット、2 メガの約 500 所帯に供給できる発電機を再生可能なエネルギー対応ということで設置しているところでございます。残されたところが、二ツ塚処

分場と谷戸沢処分場でございます。話題はいろいろ出ているようでございますけど、町でも苦勞に苦勞を重ね、よもや激論の中で受けた処分場でございますので、地元の人たちの意向は尊重していかなければいけないということでございます。これから循環組合と26市と町というんな面で、協議の場が多くなってくるのかなと思っているところでございます。

○行政部長 それでは、お時間でございますので、最後に知事から一言お願いいたします。

○知事 詳細なご説明ありがとうございました。これまでも、日の出町の果たしてこられた役割についてお聞かせいただいたところでございます。これから、年末に向けまして、長期ビジョンを策定をいたしてまいりますので、今日のお話、そしてまた、さらにここも加えたいなどなど伺いながら、2020年以降の東京の姿をしっかりと2040年を目途として2030年を描くという、そういう感覚でございますが、これからも皆様方のご協力を得て、しっかりとした都政となるような、そんな絵図を描いていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

○日の出町長 是非もう一つ、是非とも大変お忙しい中でございますが、何とか現地の訪問を、400万都民の処分場でございますので、一度でもいいから見ていただければ、私は、受けてみてよかったなと正直いって思います。

○行政部長 それでは、本日の意見交換を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。